

平成25年度 定期監査結果報告書

1. 監査の実施期間

平成25年11月25日から12月16日までのうち9日間

2. 監査の対象部局

全ての部及び部外局

3. 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監 査 の 範 囲 平成25年4月1日から10月31日までに執行された事務事業等

4. 監査の目的、着眼点及び方法

各部課等が分掌する事務・事業が、関係法令に従って適切かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類を審査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加えるなどの方法で実施した。

5. 監査の結果

監査の結果について、事務処理等はおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部には次の指摘事項のとおり、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 補助金の支出にあたり「会計年度独立の原則」の適用について

補助金交付対象団体の事業の完了後に支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出するべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は、原則当該年度のみである（自治法施行令第143条第1項4号）。しかし、福祉施設等運営補助金の支出にあっては、旧年度（1月から3月）の施設運営に係る補助金と当該年度（4月から12月）の施設運営に係る補助金を合算して当該年度で支出しているので、「会計独立の原則」の規定に基づいて補助金を支出されたい。

(2) 指定管理者に対するモニタリングの実施(公共サービスの測定・評価)について

指定管理者制度は、町に代わって民間事業者等に公の施設の管理・運営を複数年にわたり委ねることから、その状況を継続的に把握し、指導・監督を行うことが重要となります。

そのため、自治法第244条の2、第7項、第10項、第11項に基づき、指定管理者が町との協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的提供が可能な状態にあるのかなど監視・評価をしなければならないので、指定管理者のモニタリングを早急に対応されたい。

なお、現在は、福祉部の一部で実施しているものの全庁的になっていないので、モニタリングの手法・実施要領などを含めて、全庁的に実施されたい。

※モニタリングとは：かかる指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段です。また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定・評価）し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でない等と認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みのことである。

（３）別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例、別海町農業機械の設置及び管理条例の継続性や廃止などの検討について

農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例については、平成１１年１２月に制定し、この事業の展開を図ってきたが、１４年が経過し、情報機器環境が大きく変わり、本条例による事業が機器環境に適合しない状況にあるので、本条例の継続性（必要性）や廃止などを検討されたい。

また、農業機械の設置及び管理条例については、平成１２年１２月に制定し、防衛補助により事業を展開してきたが、この事業も１３年が経過し農業機械の更新時期にあるとともに管理運営を受託している中春別農業協同組合としても、この間において、自身がすでに更新している機械もあることから、この事業を今後も継続する必要があるのか廃止も含め検討されたい。

（４）定員管理計画の策定について

定員（職員）の適正管理は、組織、人員の不必要な膨張を規制し、職務分担の均衡をはかり、少数精鋭に徹した執行体制を確立するうえで欠かせないものである。このため科学的、合理的な定員管理を推進していくうえで、まず、人事長期計画の一環としての定員計画が策定されなければならない。現状においての定員計画は、平成２３年度をもって終了しているところから人事管理の長期的な視野にたち定員管理計画を早急に策定し、行政の効率的運営を進められたい。

（５）町公園遊具の日常安全点検記録簿（点検表）及び点検基準の作成について

遊具の危険個所の早期発見及び早期対処に努めるためには、遊具の安全点検が必要となる。その安全点検には、定期点検、特別点検及び日常点検とがある。定期点検は、主に専門技術者が定期的に行うものであり、これについては、すでに実施されている。日常点検は、日常点検表に基づき目視、触診等の方法で、事故の原因となる劣化や破損等を早期に発見し、その状況に応じた総合的な判断を行い、適切な維持管理を行うものである。日常点検については、点検表や点検基準に基づいた点検がなされておらず、また、記録もされていない。この点検表や点検基準を作成し、これを基に点検、記録することで遊具の点検業務の効率性と安全性の確保に努められたい。

（６）中小企業経営安定資金利子補給補助金に係る貸付利率の低減について

本制度は、町内で事業を営む別海町商工会会員の中小企業が町の指定する金融機関から融資を受け、その融資に係る金利の一部を当該中小企業に対し町が補助するものである。

現在は、全国的に銀行の貸出金利低下が進んでいる環境にある。町は、この中小企業経営安定資金利子について、貸付金利の低減を要請し、町財政の軽減及び中小企業の振興に努められたい。